

品質方針規程

1. 目的

株式会社ダイコ（以下「当社」という。）の社員が次の事項により、品質方針に基づいた事業活動を行うことを目的とする。

- ① 品質方針を設定し、組織全体に伝達し理解させる。
- ② 品質方針を枠組みとして、品質目標に展開し実施し

2. 適用範囲

この規程は、当社の品質方針の展開および目標管理に適用する。

3. 責任と権限

品質方針の展開および品質目標の設定の責任者は、社長とする。

4. 実施事項

1) 品質方針

株式会社ダイコは、高品質／安全な商品を提供するため基本方針に基づき事業を展開する。

- 1.扱い商品の品質向上を念頭に事業活動に取り組む。
- 2.法規制、協定、組織が同意するその他要求事項を順守する。
- 3.品質システムの安定化と継続的改善に取り組む。

2) 仕様書の策定

- ① 各商品に適した仕様書づくり
- ② 仕様書策定には、環境保護の視点に立った考慮を反映させる
- ③ 常に向上心を持ち改善を図る
- ④ 組織全体に伝達され、理解されるようにする。
- ⑤ 適切性の持続のためにレビューする。

2) 品質方針の周知

- ① 商品仕様書に基づいた品質管理
- ② 管理実務の段階で仕様書の確認を怠らない
- ③ 品質方針を各所へ掲示させる。

3) 品質管理

- ① 適正な商品仕様書の作成
- ② 仕様書内容にはトレーサビリティを盛り込むこと
- ③ 管理者は、仕様書を作業規範として管理指導を行う

5. 品質目標

- ① 不良率目標 : 0.27% 以下を目標とする 3/1,000 以下
- ② 行程能力指数目標 : Cpk1.0以上 を目標とする
- ③ 5S / 5M+E の意識向上

大阪府東大阪市横枕南1-1
株式会社ダイコ
代表取締役 御船 祐一